

TMBニュース

税理士法人トータルマネジメントブレーン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>

令和4年6月28日発行

有限会社トータルマネジメントブレーン Mail: tmb@tkcnf.or.jp

担当：池田

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アケイ南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

改正された遺留分侵害額請求の注意点

令和元年7月1日の民法大改正により、遺留分について「遺留分減殺請求権」から「遺留分侵害請求権」へと変更されると同時に、遺留分の算定方法等についても改正が行われました。今回はこの内容についてご説明していきます。

1. 遺留分とは

兄弟姉妹以外の法定相続人には、被相続人の意思によっても奪うことのできない相続分が認められており、これを「遺留分」といいます。その割合については、右図の通りとなり、相続人が複数いる場合はこれにその者の法定相続分を乗じた割合となります。

相続人の態様	遺留分
配偶者のみ	1/2
配偶者と子（代襲相続を含む）	【配】1/4 【子】1/4
子のみ（代襲相続人含む）	1/2
配偶者と父母（直系尊属のみ）	【配】1/3 【父母】1/6
父母（直系尊属のみ）	1/3

2. 遺留分を算定するための財産価額（遺留分算定基礎財産）

遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額に相続人等に対して生計の資本として贈与（特別受益）した財産の価額等を加えた額から、債務の全額を控除した金額となります。

この加算される「贈与した財産の価額」には、①相続人以外の第三者に贈与したものと、②相続人に贈与したもの（特別受益）があり、この②の相続人への贈与について令和元年7月1日に改正がありました。

①相続人以外の第三者への贈与…贈与の当事者双方が、当該贈与により相続人の遺留分を侵害することを知っていたものでない限りは、相続開始前1年以内の贈与に限り加算されます。（この内容には改正はありません）

②相続人への贈与…改正前民法では、期間制限はなく10年前でも15年前でも、それが信義則に反するような特別な事情がない限り、全て遺留分算定基礎財産に加算されるものとしていました。しかし、改正民法では、贈与の当事者双方が、当該贈与により相続人の遺留分を侵害することを知っていたものでない限りは、相続開始前10年以内に贈与されたもの（特別受益に限る）に限定して加算されることとなりました。

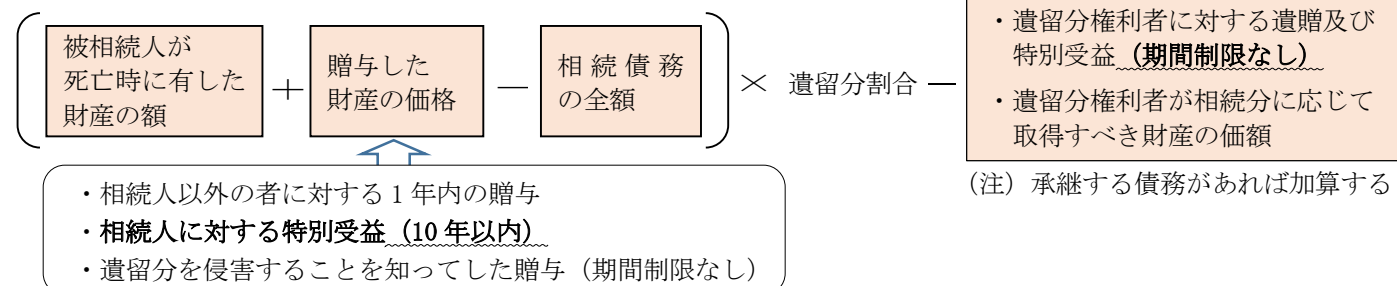
ただし、①、②とも遺留分を侵害することを知っていた贈与には期間制限がありません。

加算される特別受益の範囲は遺贈された財産、婚姻や養子縁組のための持参金等、生計の資本のための贈与（独立資金、住宅取得資金など）となります。

3. 遺留分侵害額の算定方法

上記2の遺留分算定基礎財産に遺留分割合を乗じた額から、①遺留分権利者が取得した遺贈や特別受益の額（控除すべき遺留分権利者に対する特別受益には10年という期間制限はありません）及び②遺留分権利者が相続分に応じて取得すべき財産の価額を控除し、③被相続人の債務のうち当該遺留分権利者が承継する債務の額を加算して算定することになります。

【遺留分算定基礎財産】



4. 現物で遺留分侵害額を払うと譲渡所得税がかかる

遺留分侵害額の請求の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払い請求があった場合、金銭の支払いに代えて資産の移転があったときは、履行をした者は、履行があった時ににおいてその履行により消滅した債務の額に相当する価額によりその資産を譲渡したとされます。つまり、現物で遺留分侵害額を払うと、その現物を侵害額相当額で譲渡したものとみなされ、譲渡益があると原則として譲渡所得税がかかりますのでご注意ください。なお、遺留分侵害額請求権の性質は金銭の請求権となっているため、遺留分侵害額請求があった時から遅延損害金が生じます。

遺言書を書かれる際は遺留分やその遺留分の支払い、そして負担すべき税金に対する考慮が必要となるため、ご相談等がございましたらいつでももお気軽にご連絡ください。